

政令第 号

下水道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項（同法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）及び第二十二條（同法第二十五条の十八において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の四第一項第十号中「〇・三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

第十五条第一号中「上下水道」の下に「、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）」を、「有する者」の下に「（計画設計を行わせる場合にあつては三年六月以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第二号中「下水道に」を「下水道等に」に改め、「有する者」の下に「（計画設計を行わせる場合にあつては四年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる

場合にあつては一年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。」を加え、同条第三号中「下水道」を「下水道等」に改め、「有する者」の下に「（計画設計を行わせる場合にあつては五年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第四号中「下水道」を「下水道等」に改め、「有する者」の下に「（計画設計を行わせる場合にあつては六年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては三年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第五号中「下水道」を「下水道等」に改め、「有する者」の下に「（処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては五年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年六月以上下水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第七号中「下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設」を「下水道等」に、「三年」を「一年六月」に、「一年以上」を「六月以上」に改める。

第十五条の三第一号中「上下水道」の下に「、上水道、工業用水道、し尿処理施設その他国土交通大臣及び環境大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）」を、「有する者」の下に「（一年以上水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第二号中「下水道の」を「下水道等の」に改め、「有する者」の下に「（一年六月以上水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第三号中「下水道」を「下水道等」に改め、「有する者」の下に「（二年六月以上水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第四号中「下水道」を「下水道等」に改め、「有する者」の下に「（三年六月以上水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第五号中「下水道」を「下水道等」に改め、「有する者」の下に「（五年以上水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第七号中「下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設その他国土交通大臣及び環境大臣が定める施設」を「下水道等」に改める。

附 則

この政令は、平成二十七年十月二十一日から施行する。

理由

特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に含まれるトリクロロエチレンに係る排水基準を強化するとともに、公共下水道又は流域下水道の設計、工事の監督管理又は維持管理を行う者の資格要件を緩和する必要があるからである。